

個人向け国債に関するQ & A（改訂第3版）

2020年7月13日

日本証券業協会

Q 1. 顧客からの「募集に係る申込書」のような書面は不要という理解でよいか。

A: 「募集に係る申込書」の受領は義務付けられておりません。

ただし、取扱機関において、応募事務の際に本人確認（個人であることの確認）や、応募者から応募払込代金の払込みを受ける必要があるため、その点を確実に行うよう留意する必要があります。

Q 2. 利子適用利率は、募集期間開始前に決定しているという理解でよいか。

A: 発行月の前月に行われる10年固定利付国債の入札の日の翌営業日に、日本銀行から通知を受ける個人向け国債の募集取扱いに関する要項に、発行条件や日程等が記載されており、その中に変動・10年の初期利子適用利率、固定・5年の利子適用利率及び固定・3年の利子適用利率が記載されています。

Q 3. 応募額の報告後から払込期日までに、顧客からのキャンセルが発生した場合にはどのような対応をとるのか。

A: 応募払込代金については、「必ず、応募者からその代金の払込を受け、その総額を払込期日に払い込む」こととされておりますが、真にやむを得ぬ事情により、報告した応募額の一部又は全額につき顧客からの代金払込が受けられない状況が発生した場合には、いったん代金の払込みを行い発行を受けただうえで、中途換金にかかる手続きに準じて、発行日から発行日の2営業日後までに、日本銀行に対して売渡申込を行うこととなります。またこの場合、下位機関に非単独間接参加者取扱機関を有する参加者取扱機関及び取りまとめ参加者は、日銀ネットの利用の有無にかかわらず、払込不履行分について、発行日から発行日の2営業日後の午後3時までに、個人向け国債取扱店に対して「個人向け国債払込不履行内訳明細書」を提出することとなります。（「個人向け国債の事務取扱いに関する細則」5.（3）参照）。

Q 4. 新規記載又は記録を行う際、非課税分と課税分を併せて、自己口 I で新規記載又は記録を行うような取扱いは可能か。

A: 個人向け国債を顧客口座に振替える前に、いったん、自己口に新規記載又は記録を行う場合には、非課税分か課税分かを問わず、自己口 I において新規記載又は記録する必要があります。

Q 5. 中途換金に係る経過利子相当額の計算において、非課税の場合と課税の場合で異なる取扱いが必要となるのか。

A: 中途換金に係る経過利子相当額の取扱いについては、国債権者が課税者であるか非課税者であるかを問わず、下記の計算式により算出されます（「個人向け国債の発行等に関する省令」第6条第5項及び第7条第4項参照）。

経過利子相当額＝ 額面金額 × 中途換金日の適用利率（＝今期適用利率）（％）／100 × 直近利子支払期から中途換金日までの日数（片端入れ）／365（円未満切捨）

Q 6. 顧客の中途換金に応じる際に中途換金申込書のような書面は不要という理解でよいか。

A: 中途換金申込書のような書面の受領は義務付けられておりません。必要に応じ、各社で作成するなどの対応をお願いいたします。

ただし、取扱機関において、中途換金申込日、中途換金日、回号、中途換金額（中途換金請求する額面金額、経過利子、中途換金調整額を含む。）等の把握が必要になるほか、口座名義人が死亡した場合又は大規模な自然災害により被害を受け、第2期利子支払期前に中途換金する場合には、それぞれ公的機関が発行した証明書等^{（注）}の提出を受けることが必要になる点に留意する必要があります。

（注）口座名義人死亡の場合…相続人たる地位を証明する書類、被相続人の死亡を公的機関が証明した書類その他の必要な書類（個人向け国債の発行等に関する省令第7条第2項）

災害救助法による救助の行われる災害にかかったとき…当該災害が発生した市町村の区域に居住していることを証明する書類、当該災害にかかったことを公的機関が証明した書類その他の必要な書類（個人向け国債の発行等に関する省令第7条第3項）

Q 7. 大規模な自然災害により被害を受けた顧客の特例中途換金において必要とされる、「当該災害が発生した市町村区域に居住していることを証明する書類」及び「当該災害にかかったことを公的機関が証明した書類」とは具体的には何か。

A: 「当該災害が発生した市町村区域に居住していることを証明する書類」については、運転免許証など、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」第7条に基づき、金融機関等が提示又は送付を受ける一般的な本人確認書類が対象となります。

また、「当該災害にかかったことを公的機関が証明した書類」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域に居住する個人向け国債の保有者が、同法が適用された自然災害により被災した場合に全国の地方自治体より罹災を証明する書類として交付されるものであり、一般的に「罹災証明書」・「罹災届出証明書」（以下「罹災証明書等」という。）などが対象となります。

なお、罹災証明書等には当該被災者の住所が記載されることから、口座開設時に金融機関へ提示した本人確認書類に記載された住所と、罹災証明書等に記載された住所が一致する場合には、中途換金の特例の申込時における本人確認書類の提示は不要です。

災害救助法の適用地域については、厚生労働省（社会・援護局）及び各都道府県のホームページ等において随時公表されています。

Q 8. 大規模な自然災害により被害を受けた顧客の特例中途換金において、当該顧客から提出される罹災証明書等は原本のみを有効とするのか。また、罹災証明書等の真贋の確認はどの程度必要か。

A: 地方自治体が発行する罹災証明書等は原本だけでなく、写しによることも可能です。

また、罹災証明書等の真贋の確認については、罹災証明書等は、特定の法令等に基づく名称や定型の様式がないことから、各自治体ごとに作成される様式に則った形式要件として、罹災の事実の確認を行っていただければ足ります。

Q 9. 中途換金に当たり、取扱機関が日本銀行に対し売渡申込を行った後に額面の誤入力等が判明した場合、訂正等は可能か。

A: 日本銀行に対して行った売渡申込は訂正できません。万が一、売渡申込の内容の過誤が判明した場合には、当該売渡申込を取下げたい旨を、速やかに日本銀行に申出る必要があります（売渡申込日当日中に取下げを行った後、当日中に改めて正当な売渡申込を行えば、実質的に訂正と同様の処理を行えることとなります。）。

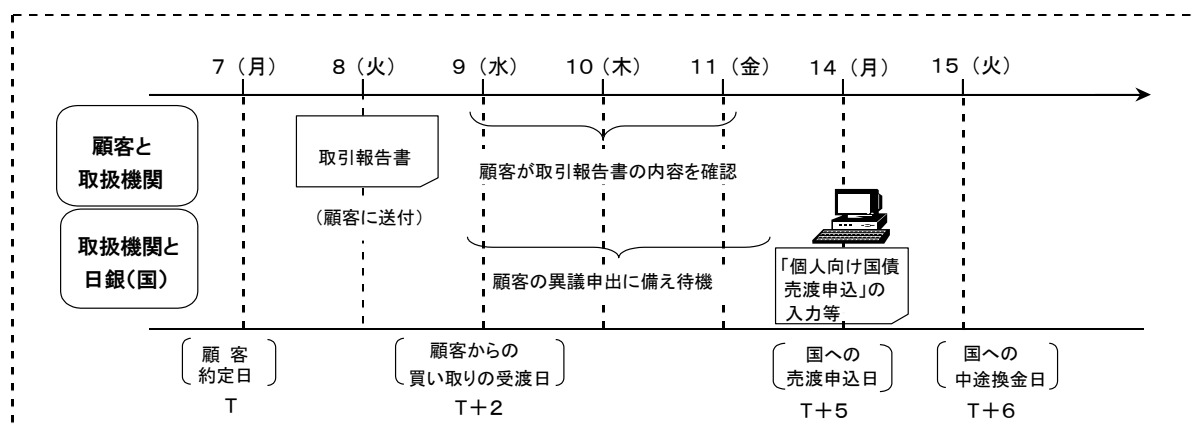
取下げにかかる具体的な締切時刻は定められていませんが、タイミングによっては財務省及び日本銀行の事務処理に多大な影響を及ぼすこととなりますので、判明次第、速やかに連絡を行うことが必要です。ただし、必ずしも取下げが受理されるとは限らないことに御留意下さい。

Q10. 「個人向け国債の発行等に関する省令」（平成 14 年財務省令第 68 号）第 6 条第 3 項において、「取扱機関は、（個人向け国債の買取りの）請求を受けたときは、遅滞なく、当該個人向け国債を買い取り、日本銀行に対して当該個人向け国債の買取りを請求するものとする」旨が定められているが、同条の「遅滞なく」にはどのようなケースが該当するのか。

A: 今般、本協会より財務省に対し、「中途換金に当たり、例えば、取扱機関は顧客からの買取りの受渡日を T + 2 日で約定する一方、『顧客が取扱機関から送付された取引報告書等の内容を確認し、万一過誤がある場合には当該顧客の異議申出により、取扱機関と顧客が協議のうえ対応を行う』ための日数が経過した後、日本銀行への売渡申込を行うことは『遅滞なく』に該当すると解してよい」との照会を行ったところ、そのように解して差し支えないとの回答を得ております。

取引報告書の送付及び顧客の異議申立に備えた取扱機関の待機にかかる所要日数を踏まえれば、顧客の買取請求日から日本銀行への売渡申込までの期間としては、通常 5 営業日程度を要すると考えられます（下図参照）。日銀ネットを利用せず、「国債売渡申込書（個人向け国債中途換金用）」を郵送する場合には、さらに当該日数が加算されることとなります（国への中途換金日は現行の「売渡申込日 + 1 日」となります。）。

※ 概念図



Q11. 平成 15 年財務省告示第 6 号において、個人向け国債を譲渡することができる者として、「中途換金の請求に応じる取扱機関（当該請求に係る個人向け国債を買い取る場合に限る。）」等が規定されているが、同告示は、証券会社等における中途換金処理について過誤による過大売却等が判明した場合に、顧客の当該個人向け国債の保有残高の全額又は一部を回復することを妨げていないと解してよい。

A: 平成 15 年財務省告示第 6 号では、個人向け国債を譲渡することができる者として、中途換金の請求に応じる取扱機関（当該請求に係る個人向け国債を買い取る場合に限定）等が規定されていますが、今般、本協会より財務省に対し、「個人向け国債の中途換金の請求に応じる取扱機関において過誤による過大売却等が判明し、かつ事故として処理を行うときには、当該取扱機関が当該顧客から買い取った個人向け国債を用いて、顧客の同銘柄の保有残高の全額又は一部を回復することを妨げない」との照会を行ったところ、当局より、「事故処理を行うに際し、当該顧客から買い取った同銘柄の一部又は全部を売り戻すことにより原状回復を行うことは差し支えない」との回答を得ております。

なお、顧客との受渡履行前かつ日本銀行に売渡申込を行う前に過誤による過大売却等が判明したときには、顧客との約定内容を訂正することも可能です。

Q12. 債券先物取引の取引証拠金や信用取引の委託保証金等の代用有価証券として利用できるか。

A: 日本銀行が国債振替決済制度において債券先物取引の取引証拠金や信用取引の委託保証金等の代用有価証券を記載又は記録するために設けている専用口は、内訳区分が自己口Ⅰ（分別管理口）及び自己口Ⅲ（日銀源徴分別口）のみであるため、所有権が移転する譲渡担保方式をとることのできない個人向け国債は利用できません。

譲渡担保方式ではなく、質権設定方式により代用有価証券として受け入れることは可能ですが、その場合は質権を行使する際に口座管理機関が譲渡を受けられないこと、及び現行の信用取引口座設定約諾書等が譲渡担保方式と解されるため、契約書等の見直しが生じることに留意する必要があります。

以 上